

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されています

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

- ※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払い
いただくこととなります。
- ※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償
化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前にご確認ください。

【お問い合わせ先等】

児童発達支援等の利用者負担についての無償化のお問い合わせ先は裏面をご覧ください。なお、
対象となる障害児の受給者証については、更新時から順次、無償化の記載をします。現在お持ちの
受給者証に利用者負担のある方については、無償化の記載がなくても、上記の対象に該当する場合
は、ご利用の事業所との間で、利用者負担が無料となることを事前にご確認ください。



～お問い合わせ先～



なごや子ども条例
マスコットキャラクター
なごっち

通所(入所)受給者証をお持ちの方は、通所(入所)
受給者証のお問い合わせ先へ、お問い合わせください。

名称	住所	電話番号
千種区役所福祉課	千種区覚王山通8-37	☎753-1844
東区役所福祉課	東区筒井一丁目7-74	☎934-1181
北区役所福祉課	北区清水四丁目17-1	☎917-6516
楠支所区民福祉課	北区楠二丁目974	☎901-2274
西区役所福祉課	西区花の木二丁目18-1	☎523-4585
山田支所区民福祉課	西区八筋町358-2	☎501-4975
中村区役所福祉課	中村区竹橋町36-31	☎453-5402
中区役所福祉課	中区栄四丁目1-8	☎265-2322
昭和区役所福祉課	昭和区阿由知通3-19	☎735-3894
瑞穂区役所福祉課	瑞穂区瑞穂通3-32	☎852-9384
熱田区役所福祉課	熱田区神宮三丁目1-15	☎683-9917
中川区役所福祉課	中川区高畑一丁目223	☎363-4403
富田支所区民福祉課	中川区春田三丁目215	☎301-8378
港区役所福祉課	港区港明一丁目12-20	☎654-9718
南陽支所区民福祉課	港区春田野三丁目1801	☎301-8348
南区役所福祉課	南区前浜通3-10	☎823-9392
守山区役所福祉課	守山区小幡一丁目3-1	☎796-4591
志段味支所区民福祉課	守山区大字下志段味字横堤1390-1	☎736-2193
緑区役所福祉課	緑区青山二丁目15	☎625-3956
徳重支所区民福祉課	緑区元徳重一丁目401	☎875-2207
名東区役所福祉課	名東区上社二丁目50	☎778-3092
天白区役所福祉課	天白区島田二丁目201	☎807-3882